

「川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正の要旨

1. 修正の目的

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故や鹿児島県原子力災害対策暫定計画及び鹿児島県地域防災計画原子力災害対策編を踏まえ、原子力災害発生時の応急措置等について見直しを行った。

2. 修正年月日

平成24年7月25日

3. 修正の概要

項目	内容
原子力災害発生時の通報連絡体制の整備に係る追加 (第3章)	<ul style="list-style-type: none"> 大規模自然災害等が発生した場合においても、通報連絡手段が確保されるよう、必要な体制を整備する。 当社が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬の場合にあたっては、原子力災害の発生時に迅速かつ的確に措置を行うため、あらかじめ通報体制を含む計画書を作成し、必要な体制を整備する。
原子力災害発生時の通報連絡先に係る追加、変更 (第4章)	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県原子力災害対策暫定計画を踏まえ、原災法第10条第1項等に基づく通報連絡先^{※1}に、阿久根市総務課、阿久根警察署、阿久根地区消防組合を追加。 ※1 発電所内での事象発生時のみ 組織改正等に伴い、以下のとおり通報連絡先を変更。 鹿児島県：「危機管理防災課 原子力安全対策室」→「原子力安全対策課」 国土交通省^{※2}：「自動車交通局 技術安全部 環境課」→「自動車局 環境政策課」 ※2 事業所外運搬での事象発生時のみ
放射線測定設備等の整備に係る追加 (第3章)	<ul style="list-style-type: none"> 大規模自然災害等に備え、モニタリングポストの代替手段を整備する。
周辺住民に対する活動に係る追加 (第3章)	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害が発生した場合に備え、周辺住民からの問合せに対する相談窓口の設置（必要に応じて24時間受付体制）等、必要な体制を整備する。
原子力災害対策活動で使用する資料の整備に係る追加 (第3章)	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県原子力災害対策暫定計画を踏まえ、原子力災害対策活動で使用する資料の提供先に阿久根市を追加。

項目	内容
原子力災害発生時の応急措置に係る追加 (第4章)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害発生時、モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合には、サーベイメータ、可搬式モニタリングポストにて測定し、同測定結果に基づいて放射能影響範囲を推定する。 ・「原子力災害の拡大及び長期化した場合の措置」として、以下を追加 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 行政機関の庁舎が避難地域に含まれ、代替施設へ機能移転した場合には、当該代替施設へ応急対策の実施報告を行う。 ▶ オフサイトセンターが避難地域に含まれ、代替施設へ機能移転した場合には、原子力災害合同対策協議会の出席者及び原子力防災要員を当該代替施設へ派遣する。 ▶ 発電所からの放射性物質の放出等の影響が広範囲に拡大及び長期化した場合は、原子力災害対策活動に従事している要員の汚染検査及び汚染除去を行う拠点を関係機関と調整の上、設置する。
他の原子力事業者への協力 (第6章)	<ul style="list-style-type: none"> ・他社の原子力発電所等で原子力災害が発生し、高線量対応防護服、個人線量計、全面マスク（フィルタ付）の支援要請を受けた場合は、発電所の安全な運営を前提に貸与する。

4. 原子力事業者防災業務計画の主な内容

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本的な考え方、運用と修正及び定義について定める。
第2章 防災体制	緊急時体制の区分、原子力防災組織及び原子力防災管理者の職務等について定める。
第3章 原子力災害予防対策の実施	通報や業務に必要な設備及び資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施並びに国、地方公共団体、地元防災関係機関との連携等について定める。
第4章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施、緊急事態応急対策について定める。
第5章 原子力災害事後対策の実施	原子力災害の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員の派遣等について定める。
第6章 その他	他社原子力発電所等で原子力災害が発生した場合の原子力防災要員派遣や資機材貸与等による協力について定める。

本計画は、当社の「川内原子力発電所展示館」及び「九州エネルギー館」において公開しています。